

災害等情報（詳報）

鉱種：石灰石	鉱山(附属施設)の所在地：高知県					
災害等の種類： 坑外・火災	発生日時： 令和2年8月22日（土） 13時00分頃	罹災者数	死	重	軽	計
						0
罹災者氏名（年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数）：該当なし						
罹災程度：該当なし						
<p><b>【概要】</b></p> <p>13時05分頃、昼休憩を終えた従業員がマイクロバスで鉱山内の整備工場に移動中、直撃雷と思われる音を聞いた後、整備工場で補修作業中のホイールローダー付近から煙が出ているのを視認した。</p> <p>整備係員と整備員の2名で確認に行ったところ、ホイールローダーのバケット左付近に置いてあった備品の入った段ボール（600mm×600mm）が燃えているのを確認した。整備係員は近くにあった消火器1本を持ち出して消火し、鎮火した。</p> <p>12時50分頃に雷が落ちたような大きな音を数回確認していること及びホイールローダーに通電痕が確認されたことから、ホイールローダーに落雷があり、段ボールが放電により出火したものと推測される。</p> <p>火災発生時、昼休憩のため整備工場内は無人であり、段ボール以外の物への延焼は無かった。</p>						
<p><b>【原因】</b></p> <p>火災発生箇所には、火元となる発火源や火気使用工具等は置いていなかった。また、火災発生時に現場は激しい雷雨に見舞われており、工場内にいた係員は12時50分頃に数回、落雷による大きな衝撃音を聞いていた。</p> <p>消防及び警察の立入調査で、ホイールローダーの運転席後方に設置していたラジオ用アンテナの破損と、傍の鉄製手摺に通電痕が確認された。</p> <p>落雷と発火の瞬間を確認した者がいないため、あくまで推定となるが、ホイールローダーが落雷の直撃を受け、バケットに通電した際、バケット横に置いていた段ボールが放電により発火した可能性が高いとの見解が消防より示された。</p>						
<p><b>【対策】</b></p> <p>非常駐請負会社による重機修理作業時の入場者教育内容に、次の内容を追加することで、同様の火災防止の処置とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 今回の火災内容を災害事例として水平展開し、重機への落雷とそれに起因する火災が発生する危険性について認識を持たせる。</li> <li>2. 雷発生時は速やかに安全な箇所に退避する。</li> <li>3. 一定時間、作業場を離れる時は、危険物および可燃物を収納、整理整頓する。</li> </ol>						
<p><b>【参考情報等】</b></p> <p>○雷による火災発生のリスクについて事前に検討しましょう。</p> <p>○鉱山保安法令等における参考規定は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉱山保安法第5条（鉱業権者の義務）</li> </ul>						

- ・ 鉱山保安法施行規則第15条（火気の取扱い）
- ・ 鉱山保安法施行規則第26条（巡視及び点検）
- ・ 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第3条第4号（共通の技術基準）
- ・ 消防法第25条（応急消火義務等）

【問い合わせ先】

中国四国産業保安監督部四国支部 鉱山保安課 内田、久保

電話番号：087-811-8591



火災発生箇所



写真1 火災発生現場



写真2 火災発生箇所

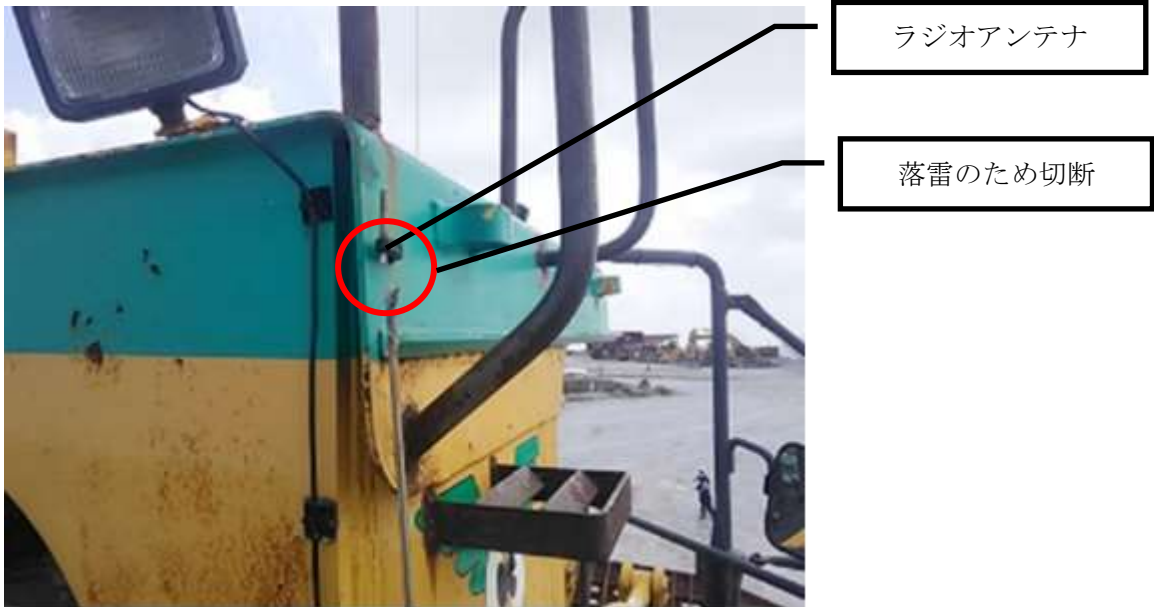


写真3 ホイールローダーの落雷跡 (ラジオアンテナ)

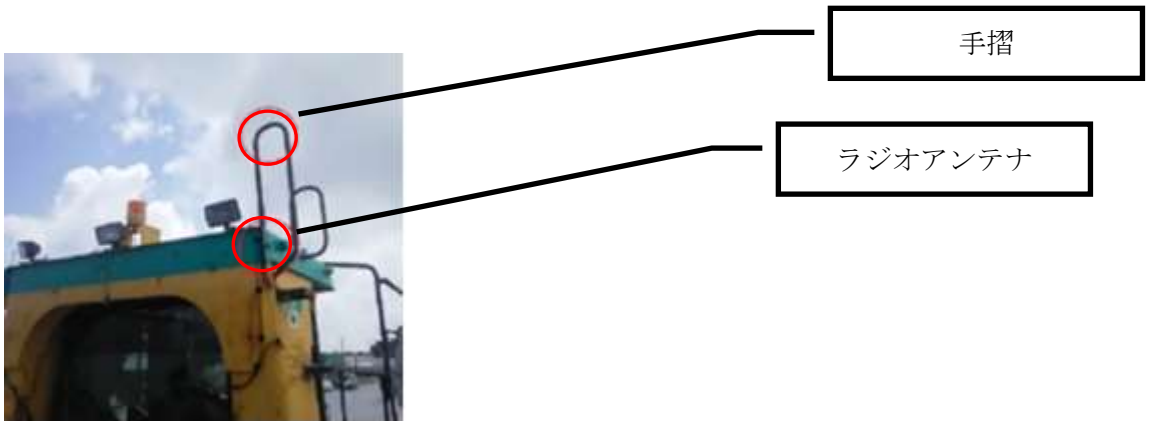
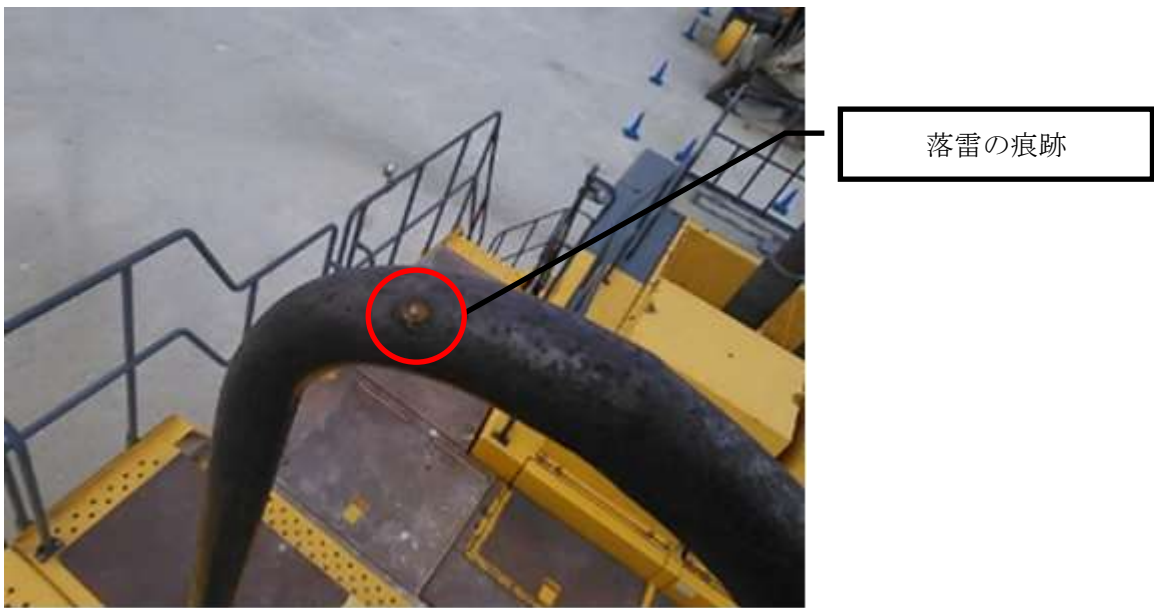


写真4, 5 ホイールローダーの落雷跡 (手摺)